☆介護福祉士として新しく働かれる方を

支援します！☆

岩国市**介護福祉士**就職支援

給付金支給事業のご案内

　岩国市では、新たに介護福祉士として、市内の介護保険サービス事業所等に１年以上継続して勤務された方に対し、給付金を支給します。※働きながら資格を取得された方も対象です。

|  |
| --- |
| ◆支給対象者◆　以下のすべてを満たす方が対象です。 |
|  | 新たに常勤（※１）の介護福祉士として、市内の介護保険サービス事業所等（※２）に直接雇用されていること。 |
|  | 申請時において、資格登録日の属する年度から起算して５年以内であること。※資格登録日…介護福祉士登録証の登録年月日 |
|  | 同じ雇用形態で継続して勤務しており、介護福祉士としての勤務期間が申請時において、１年以上３年以内であること。 |
|  | 過去にこの要綱に基づく給付金又は岩国市新卒介護福祉士就職支援給付金の支給を受けていないこと。 |
|  | 市税等の滞納がないこと。 |
|  | 岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 |
|  | ※１　常勤・・・介護保険サービス事業所等と期間の定めのない労働契約を締結しており、かつ、その勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（当該時間数が週32時間を下回る場合は週32時間とする。）に達していること※２　介護保険サービス事業所等・・・介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスを行う事業所若しくは施設又は岩国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年４月１日制定）第10条第２項の規定により指定を受けた事業所　　（みなし指定の事業所においては、介護保険サービスに従事している人が対象です。） |
| ◆給付金の額◆ |
| 　１人につき、10万円　ただし、岩国市介護職就職支援給付金の支給を受けている場合は、５万円　（１回限り） |
| ◆手続きの流れ◆ |
| **１　申請**岩国市介護福祉士就職支援給付金支給申請書に、誓約書及び勤務証明書等の必要書類を添付して、岩国市役所高齢者支援課（１階16番）の窓口に提出して申請。※運転免許証等の本人確認書類を持参、郵送の場合はコピーを同封してください。**２　支給決定**市は申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、支給決定通知書または不支給決定通知書により申請者に通知。その後、申請者は通知と一緒に送付される請求書及び支払口座の登録用紙を記入し、市へ提出。**３　給付金・助成金給付**　　申請者から請求書及び口座登録用紙を受付後、速やかに給付金を支払い。 |
| ◆その他◆ |
| 条件等の詳細や、申請書類は岩国市ホームページに掲載しています。（https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/117/81251.html） |

提出・問い合わせ先 : 岩国市　福祉部　高齢者支援課　政策班

〒740-8585

　　　　　　　　　　岩国市今津町一丁目14番51号

　　　　　　　　　 TEL　0827-29-2511

 Mail　kourei@city.iwakuni.lg.jp